

「水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用抗菌剤の取扱いについて」
の運用について

第1 申請書の提出

養殖業者等は、食用に供する養殖水産動物への使用のために水産用抗菌剤を購入する場合、水産用抗菌剤使用指導書交付申請書（別記様式第2号）（以下「申請書」という。）に、水産用医薬品の使用記録票（別記様式第1号）（以下「使用記録票」という。）の写しを添えて、当該水産用抗菌剤を購入する2週間前までに、水産林務部水産局水産振興課の魚類防疫員（以下「魚類防疫員」という。）に郵送又は持参により提出する。

第2 使用指導書の交付

魚類防疫員は、養殖業者等から提出された申請書及び使用記録票の写しの記載内容を確認し、水産用抗菌剤使用指導書（別記様式第3号）を交付する。

第3 理由書の取扱

予期せぬ疾病の発生等に対処するため、養殖業者等から提出された水産用抗菌剤使用指導書に関する理由書（別記第4号）（以下「理由書」という。）に基づき水産用抗菌剤を販売した動物用医薬品販売業者は、水産用抗菌剤使用指導書に関する報告書（別記様式第5号）（以下「報告書」という。）に理由書の写しを添えて、当該水産用抗菌剤を販売した翌月10日までに、魚類防疫員に提出する。

第4 書類の保存

- (1) 水産振興課長は、使用記録票の写し、申請書の写し、使用指導書の写し、理由書の写し及び報告書を2年間保存する。
- (2) 養殖業者等は、使用記録票を2年間保存する。
- (3) 動物用医薬品販売業者は、使用指導書の写し、理由書及び報告書の写しを2年間保存する。

附則

この通知は、平成30年1月1日から施行する。